

愛知争議団の歴史と現在の運動

2019.9.14

愛知争議団 植木日出男

はじめに

今回、愛知労働問題研究会で「愛知争議団の歴史と現在の運動」というテーマでお話しすることになりました。多くの先輩たちがなくなっている中、不十分ではありますが愛知争議団の闘いについてまとめていきたいと考えています。

1. 争議団の結成

1960年代、高度成長に労働者として多くの若者が地方から工場に入っていました。しかし、古い体質と矛盾が出てくる中、各地で争議が発生しました。その中で、。

1962年:東京争議団共闘会議の結成

1965年:大阪争議団共闘会議の結成

1965年:名古屋争議団共闘会議結成(しかし、個別の争議対応が多く、自然消滅していった)

1969年:愛知争議団共闘会議として再結成の準備会

1970年:愛知争議団連絡会議の結成、全県での運動が始まる

連絡場所は、全港湾 (地域の運動に移行していく)

1975年:中区争議団結成、米総行動の基礎を作る。 連絡場所は、全商業 関西精器分会

その後、地域別に争議団が結成される

1978年10月:現在の愛知争議団連絡会議が結成

(1975年、中電の人権裁判提訴により愛知最大の労働争議が発生。この後の愛知の争議の広がり
に中電争議団は、大きく寄与した)。

2. 争議に対する支援組合の状況

1946年:全日本産業別労働組合会議(産別会議)結成

1950年:日本労働組合総評議会(総評)結成

1956年:中立労働組合連絡会議(中立労連)を結成

1964年:全日本労働総同盟(同盟)を結成

1974年:統一戦線促進労働組合懇談会(統一労組懇)結成

1982年:全日本民間労働組合協議会(全労協)結成。

1987年:全日本民間労働組合連合会(全労連、旧「連合」)

1989年:日本労働組合総連合会(「連合」)結成

1989年:全国労働組合総連合(全労連)を結成

1989年:全国労働組合連絡協議会(全労協)を結成

1989年に(連合)ができたが、これ以降、(連合)としての争議の支援はほとんどしなくなった。

3. 日本の組合の特徴

日本の組合の特徴は、圧倒的に企業内組合が多いことです。

企業内組合では、企業に協力させることが弱いため、強いといわれる労働組合でも他の争議支援を行うが、系列会社など関係する争議の協力は弱い。

4. 時代による争議の特徴

1960年代～1990年:組合活動家の解雇闘争が多く、争議に対して理解のある組合幹部が多かった。

1989年～:連合愛知結成により、活動家に対する争議支援をしなくなった為、組織的支援は小さい。

このような状況であるため、昔はこうだったという論議は、参考にはなるが実態とは合わない内容が多い。

5. 現状の問題点

①労働組合の衰退

組合員の大幅な減少傾向により、労働争議に対する理解者が少ない。また、自己責任論の浸透により、若者の中で争議をする発想が消えている。

②裁判所の問題

労働法が、司法試験では選択制になっており、労働法に精通した裁判官が少ない。そのため、労働事件を契約法で判決を書く裁判官も出てきている。

*傍聴等の取り組み

裁判長は多くの案件を抱えており、機械的な対応をさせないために、証人尋問・結審など重要な節目で傍聴活動を大きく広げ、公正な判決を勝ち取ることが大切です。

*裁判官に対する運動

審問の進捗状況に応じた署名、はがき、要請書、上申書の取り組みで裁判に波を作る。個人署名なら5,000筆以上が必要。

*裁判の進行に応じた運動

裁判の進行に応じて、地域及び企業前等、効果的な宣伝も必要です。会社は、自分に影響を及ぼさない宣伝は無視します。影響が出るように宣伝する必要があります。

*原告、争議団が主人公となっているか

争議の主体は原告です。現在個人争議が増加していますが、他に任せるような争議は勝利できません。自分の要求を勝ち取るなら、自ら闘う必要があります。

*支援組織の確立ができているか

支援する会の結成をして、運動の広がりを作る必要があります。しかし、支援組織は勝手に動くものではなく、原告がきちんと対応する必要があります。

***モベヒの団結をしているか**

戦前からの運動の原則である、支援組織、弁護士、被告(原告)の団結が必要です。しかし、それは一般的な形だけのものではありません。本音の議論を行う必要もあります。

弁護士は、きちんと現場を知っているわけではありません。現場の状況を細かく丁寧に話していくことが大切です。それにより、現場の視点がより、法廷に反映させることができます。

また、地域の運動の議論についても、可能なかぎり弁護士にも参加してもらうようにしましょう。

***連帯の広がりができていますか**

他の争議団と運動との相互協力を積極的にする必要があります。他の集会／行動への積極的な参加が争議支援の前進に大きな力を発揮します。

***総行動など外部の運動を活用できているか**

米総行動、港総行動、トヨタ総行動、争議総行動などがありますが、総行動を活用する必要があります。しかし、総行動は人任せではなく自ら主体的に参加する必要があります。

***マスコミを活用できているか**

マスコミの活用は必要です。裁判提訴時、判決時等、記者会見を検討しましょう。そのためには、マスコミが注意を惹く視点でまとめる必要もあります。

***新しい宣伝方法と判りやすい宣伝を考えているか**

インターネット等、新しい宣伝と活用が必要です。杉山事務所復職拒否事件、「ともにあゆむ裁判」ではインターネット、ブログが大きな効果を生みました。今後、インターネット、ホームページ、ブログ等の効果的な活用が必要です。

また、宣伝内容は、多くの人に理解されることが大切です。ビラ、宣伝物は、初めての人でも大体の内容がわかるようにしましょう。ビラ配布にティッシュの利用が有効です。